

那霸市公報

第1378号
 毎月2回 1, 15日発行
 発 行 所
 那霸市泉崎1丁目1番1号
 那霸市総務部総務課

目 次

◇条 例

- 那霸市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（人事課） … 706
- 那霸市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課） …… 707
- 那霸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課） ………… 708
- 那霸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（人事課） ………… 716

◇規 則

- 那霸市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課） ………… 720
- 那霸市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（人事課） ……………… 722
- 那霸市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課） …… 723
- 那霸市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則（人事課） … 726
- 那霸市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則（人事課） ………… 731

◇訓 令

- 那霸市職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の一部を改正する訓令（人事課・共同訓令） ……………… 736

◇告 示

- 平成15年（2003年）11月那霸市議会臨時会に付議する事件の追加告示について（総務課） ……………… 737
- 平成15年（2003年）12月那霸市議会定例会の招集について（総務課） ……………… 737

◇公 告

- 宅地の一般公開抽選処分について（真嘉比古島区画整理事務所） 738
- 天久2号公園の施設設置及び供用について（都市施設管理センター） 739
- 住民票の職権消除の公示について（市民課） 741
- 平成15・16年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の追加受付について（契約検査室） 741
- 那覇広域都市計画事業那覇新都心地区区画整理事業に係る仮換地変更指定通知および使用収益開始日の通知の送付にかかる公告について（新都心開発課） 742

◇水道局規程

- 那覇市職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の一部を改正する訓令（共同訓令） 736

◇水道局公告

- 平成16年度那覇市水道局発注水道施設工事等の競争入札参加資格申請の追加受付について 743

◇病院管理規程

- 那覇市職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の一部を改正する訓令（共同訓令） 736

◇教育委員会教育長訓令

- 那覇市職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の一部を改正する訓令（共同訓令） 736

◇消防本部訓令

- 那覇市職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の一部を改正する訓令（共同訓令） 736

条 例

那霸市条例第37号

平成15年11月28日

公 布 濟

那霸市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那霸市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(那霸市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 那霸市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958年那霸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の180」を「100分の160」に改める。

別表中「別表」を「別表（第2条関係）」に、

「を

投票管理者	日額	14,000円	旅費条例による2等級職員の旅費に相当する額
開票管理者	日額	12,000円	
選挙立会人	日額	9,000円	
投票立会人	日額	10,500円	
開票立会人	日額	9,000円	

」

「に

投票所の投票管理者	日額	14,000円	旅費条例による2等級職員の旅費に相当する額
開票管理者	日額	12,000円	
選挙立会人	日額	9,000円	
投票所の投票立会人	日額	10,500円	
開票立会人	日額	9,000円	
期日前投票所の投票管理者	日額	11,200円	
期日前投票所の投票立会人	日額	9,600円	

」

改める。

第2条 那霸市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の170」を「100分の160」に、「100分の160」を「100分の170」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中別表の改正規定は平成15年12月1日から、第2条の規定は平成16年4月1日から施行する。

那覇市条例第38号

平成15年11月28日

公 布 濟

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市特別職職員の給与に関する条例（昭和47年那覇市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の180」を「100分の160」に改める。

第2条 那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の160」に、「100分の160」を「100分の170」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成16年4月1日から施行する。

那覇市条例第39号

平成15年11月28日

公 布 濟

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(那覇市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市職員の給与に関する条例（昭和58年那覇市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「1万4,000円」を「1万3,500円」に改める。

第26条第2項中「100分の170」を「100分の145」に、「次長」を「副部長」に、「100分の150」を「100分の125」に改める。

別表第1並びに別表第2医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)を次のように改める。

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職務 の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額	9級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	-	160,200	218,200	256,300	275,600	296,800	330,300	367,900	416,000
2	134,400	170,700	226,200	265,200	284,800	306,800	342,300	380,000	430,200
3	138,800	177,400	234,600	274,200	294,300	316,900	354,200	392,200	444,500
4	143,300	184,400	243,500	283,300	304,100	327,200	366,000	404,400	458,800
5	148,500	190,200	252,500	292,400	313,800	337,600	377,600	416,700	472,700
6	154,300	198,600	260,900	301,600	323,700	348,000	389,000	428,700	486,700
7	160,200	205,700	269,300	310,900	333,600	357,800	400,500	440,500	500,500
8	166,500	213,300	277,600	320,200	343,300	367,300	412,100	451,700	514,400
9	171,100	221,100	285,700	329,500	352,700	376,700	423,500	462,800	528,200
10	174,600	229,000	293,600	338,700	361,900	386,000	434,300	473,400	542,000
11	177,600	236,400	301,300	348,000	370,900	395,300	444,000	482,900	553,100
12	180,300	242,800	313,100	357,200	379,600	404,600	453,400	491,600	560,200
13	182,800	249,200	321,100	366,100	388,000	413,200	461,100	499,000	567,100
14	184,800	255,400	328,500	374,800	395,000	421,100	467,500	505,900	573,100
15	186,800	260,900	335,900	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
16	188,400	266,400	343,100	387,800	405,200	432,500	478,500		
17		271,400	348,600	392,800	409,400	436,300	482,800		
18			276,500	353,300	396,200	412,900	440,000	486,900	
19			281,000	357,300	399,700	416,600	443,900		
20			285,000	360,600	403,100	420,100	447,500		
21			288,700	363,400	406,500	423,600	451,100		
22			291,900	366,300	409,900	427,100			
23			294,200	368,800	413,300	430,600			
24			296,100	371,300	416,700	434,100			
25			298,100	373,800	420,100	437,600			
26			300,000	376,400	423,500	441,100			
27			302,000	379,000	426,900				
28			303,900	381,600					

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 (第8条関係) 医療職給料表

医 療 職 給 料 表 (2)

職務 の級 号 級	1 級 給料月額 円	2 級 給料月額 円	3 級 給料月額 円	4 級 給料月額 円	5 級 給料月額 円	6 級 給料月額 円
1	—	—	205,400	228,600	265,200	306,800
2	139,000	176,600	212,500	236,800	274,600	316,900
3	144,500	183,000	219,700	245,200	284,000	326,900
4	151,300	189,400	227,400	253,700	293,500	336,900
5	157,900	196,100	235,500	262,200	303,200	346,900
6	165,500	202,600	243,700	270,600	312,800	356,500
7	173,100	209,200	252,100	279,200	322,600	366,000
8	179,300	215,600	260,400	287,900	332,100	375,500
9	185,400	222,400	268,700	296,600	341,500	385,000
10	190,700	229,700	277,000	305,300	350,700	394,500
11	196,100	236,600	285,200	313,800	359,800	404,000
12	201,300	243,300	293,200	322,100	368,200	412,600
13	206,200	249,800	301,100	329,800	376,800	420,700
14	211,000	256,200	308,800	337,400	384,500	426,700
15	215,400	261,700	316,100	344,600	390,600	432,400
16	219,800	267,100	323,100	350,400	396,300	436,300
17	223,900	272,100	329,500	355,400	400,900	440,000
18	228,100	277,200	335,500	360,000	405,400	443,900
19	231,500	281,600	339,400	363,400	409,200	447,500
20	234,400	286,000	343,400	366,900	412,600	451,100
21	237,400	289,200	346,800	370,100	416,100	
22	239,700	291,700	349,500	372,900	419,500	
23	241,400	294,000	352,100	375,700	422,900	
24		295,700	354,400	378,000		
25		297,500	356,700	380,400		
26		299,200	358,700	382,900		
27		301,100	360,800	385,500		
28		302,800	362,900			
29			365,100			
30			367,300			

備考 この表は、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	—	—	220,900	243,200	274,400	310,800
2	152,000	178,900	227,800	250,400	282,800	320,200
3	157,600	187,300	235,600	257,700	291,300	330,200
4	163,400	196,600	242,800	265,200	299,700	340,400
5	169,600	202,300	250,000	272,700	308,300	350,500
6	177,800	208,200	257,300	280,400	316,900	360,200
7	186,200	214,100	264,600	288,100	325,200	369,700
8	194,900	220,700	271,900	296,000	333,500	379,100
9	200,000	227,600	279,200	303,900	341,100	388,800
10	205,300	235,300	286,800	311,900	348,600	398,600
11	210,600	242,500	294,300	319,600	356,100	408,500
12	216,000	249,700	301,900	327,100	363,400	417,700
13	221,600	257,000	309,200	334,200	370,900	426,100
14	227,400	264,300	316,200	341,100	378,200	434,700
15	233,300	271,500	323,100	347,900	385,700	443,000
16	239,000	278,700	329,500	354,400	392,700	450,700
17	244,600	286,000	335,800	360,700	399,300	458,400
18	250,100	293,100	341,700	366,900	405,200	466,100
19	255,900	300,000	347,600	372,900	409,900	473,000
20	261,300	306,900	353,400	378,400	414,000	477,600
21	266,300	313,700	359,100	383,700	418,200	481,600
22	271,300	319,800	364,600	388,600	422,000	485,100
23	275,500	325,600	369,700	392,500	425,300	
24	279,900	331,400	374,600	395,800	427,800	
25	283,900	336,800	378,600	398,900		
26	288,000	340,700	381,900	402,200		
27	291,500	344,000	384,900	405,100		
28	294,600	347,000	387,700	407,500		
29	297,100	349,700	390,500			
30	299,200	351,800	393,200			
31	301,000	353,800	395,500			
32	302,900	355,700				
33	304,800	357,600				
34	306,700	359,700				
35	308,600	361,800				
36	310,500	364,000				
37	312,300	366,300				
38	314,400	368,500				
39	316,300					
40	318,400					
41	320,200					

備考 この表は、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 那覇市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項第1号中「その額が4万5,000円を超えるときは、その額と4万5,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を4万5,000円に加算した額」を「その額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円」に改め、同項第2号キ中「30キロメートル以上」の次に「35キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員
1万8,500円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員
2万900円
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員
2万1,800円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員
2万2,700円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員
2万3,600円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 2万4,500円

第19条第2項第3号中「その額が4万5,000円を超えるときは、その額と4万5,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を4万5,000円に加算した額」を「その額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円」に改める。

第26条第2項中「100分の155」を「100分の140」に、「100分の145」を「100分の160」に、「100分の135」を「100分の120」に、「100分の125」を「100分の140」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第15条第3項、別表第1及び別表第2の改正規定は平成15年12月1日から、第2条の規定は平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年12月1日（以下「改定日」という。）の前日において職務の級の最高の

号給を超える給料月額を受けていた職員の改定日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、市長の定めるところによる。

3 改定日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の改定日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けている号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の那覇市職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

5 平成15年12月に支給する期末手当(次項において「12月期の期末手当」という。)の期末手当基礎額及び勤勉手当の勤勉手当基礎額は、第26条第3項及び第4項並びに第26条の4第3項及び第4項の規定にかかわらず、第26条第3項中「職員が受けるべき」とあるのは「那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成15年那覇市条例第39号)第1条の規定による改正後の那覇市職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)を適用するとしたならば職員が受けるべきこととなる」とし、第26条第4項中「給料の月額」とあるのは「改正後の条例を適用するとしたならば当該職員が受けるべきこととなる給料の月額」とし、第26条の4第3項中「職員が受けるべき」とあるのは「改正後の条例を適用するとしたならば職員が受けるべきこととなる」として第26条第3項及び第4項並びに第26条の4第3項及び第4項の規定を適用して得られる額とする。

6 12月期の期末手当の額は、第1条の規定による改正後の那覇市職員の給与に関する条例第26条第2項から第5項まで、第29条第1項、第2項、第4項若しくは第6項、前項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成3年那覇市条例第8号)第4条第1項若しくは第8条又は那覇市公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年那覇市条例第33号)第4条若しくは第8条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される12月期の期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場

合において、調整額が基準額以上となるときは、12ヶ月の期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年4月1日（同月2日から同年11月30日までの間に新たに職員となつた者にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、市長の定める日））において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当（第19条の2第2項に規定する規則で定める額を除く。）並びに那覇市幼稚園教諭の給与等に関する特別措置条例（昭和52年那覇市条例第44号）第3条に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から改定日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から同年11月30日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間その他の市長の定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して市長の定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

7 平成15年4月1日から同年11月30日までの間において那覇市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（1967年那覇市条例第19号）又は那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年那覇市条例第65号）の適用を受ける者その他規則で定める者（以下この項において「企業職員等」という。）であった者から引き続き新たに職員となつた者については、前項各号に掲げる額に、それぞれ企業職員等との権衡を考慮して規則で定める額を加えるものとする。

8 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

那覇市条例第40号

平成15年12月1日

那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

那覇市職員退職手当支給条例（昭和47年那覇市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「定年条例第2条の規定により退職し、又は定年条例第4条の規定により引き続き勤務した後退職し、その退職の日の翌々日以後に定年条例第5条第1項の規定により採用された者であったもの（以下この条において「再任用職員」という。）及び」を削り、「第23条第3項」を「第23条第2項」に改め、同条第3項中「再任用職員及び」を削り、同条第5項及び第6項中「（再任用職員を除く。）」を削り、同条第8項中「再就職手当、常用就職支度金」を「就業促進手当」に改め、第4号を次のように改める。

(4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の2第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

第14条第8項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第10項中「又は第4号」を削り、同条第12項を同条第13項とし、同条第11項中「第10条の3」を「第10条の4」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の2第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の2第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

付則第15項中「、第9条」を削り、「100分の110」を「100分の104」に改め、付則第16項中「38年」を「36年6月」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。ただし、付則第12項の規定は、平成18年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に退職した職員に係るこの条例による改正後の那覇市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第14条の規定による失業者の退職手当の支給については、次項から付則第5項までに定めるものを除き、なお従前の例による。
- 3 新条例第14条第8項第4号及び第11項の規定は、施行日以後に職業に就いた者に対する同条第8項第4号に掲げる退職手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた者に対するこの条例による改正前の那覇市職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第14条第8項第4号及び第5号に掲げる退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 施行日前にした偽りその他不正の行為によって新条例第14条の規定による失業者の退職手当の支給を受けた者に対するその失業者の退職手当の全部若しくは一部を返還すること又はその失業者の退職手当の額に相当する額以下の金額を納付することの命令については、なお従前の例による。
- 5 新条例第14条第12項の規定は、施行日以後に偽りの届出、報告又は証明をした事業主又は職業紹介事業者等（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条の4第2項に規定する職業紹介事業者等をいう。）に対して適用し、同日前に偽りの届出、報告又は証明をした事業主に対する失業者の退職手当の支給を受けた者と連帶して新条例第14条第12項の規定による失業者の退職手当の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることの命令については、なお従前の例による。
- 6 付則第2項から前項までの場合において、施行日の前日までに退職した職員に関する平成15年5月1日から施行日の前日までの間における旧条例第14条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年法律第31号）による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）」と、同項第2号並びに同条第3項、第5項から第8項までの規定、第11項及び第12項中「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。
- 7 付則第2項、付則第3項及び前項の規定にかかわらず、平成15年5月1日から

施行日の前日までの間に退職した職員のうち旧条例第14条の規定により退職手当を受けることができる者の失業者の退職手当の額は、新条例第14条の規定を適用するとしたならば受けこととなる失業者の退職手当の額と付則第2項、付則第3項及び前項の規定により受ける失業者の退職手当の額のいずれか多い額とする。

8 付則第2項、第3項及び第6項の規定にかかわらず、平成15年5月1日前に退職した職員が平成15年5月1日から施行日の前日までの間に職業に就いた場合は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年法律第31号）附則第8条に規定する就業促進手当の支給の例により新条例第14条第8項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当を支給する。ただし、これらの者のうち旧条例第14条第8項第4号又は第5号の規定により退職手当を受けることができる者の失業者の退職手当の額は、本項本文の規定を適用するとしたならば受けこととなる退職手当の額と付則第2項、第3項及び第6項の規定により受ける失業者の退職手当の額のいずれか多い額とする。

9 平成15年5月1日から施行日の前日までの間に退職した職員に対して、平成15年5月1日から施行日の前日までの間に旧条例第14条の規定により支払われた退職手当は、付則第7項の規定による失業者の退職手当の内払とみなす。

10 新条例付則第15項の規定の適用については、平成16年1月1日から平成17年12月31日までの間においては同項中「及び前項の規定にかかわらず」とあるのは「、第9条及び前項の規定にかかわらず」とし、平成16年1月1日から同年12月31日までの間においては同項中「100分の104」とあるのは「100分の108」とし、平成17年1月1日から同年12月31日までの間においては同項中「100分の104」とあるのは「100分の106」とする。

11 新条例付則第16項の規定の適用については、平成16年1月1日から同年12月31日までの間においては同項中「36年6月」とあるのは「38年」とし、平成17年1月1日から同年12月31日までの間においては同項中「36年6月」とあるのは「37年3月」とする。

12 当分の間、44年6月以上勤続して退職した者で新条例第4条の規定に該当する退職したものに対する退職手当の額は、同条の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職したものとし、かつ、その者の勤続期間を35

年として同条例付則第15項の規定の例により計算して得られる額とする。

13 この付則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

規 則

那覇市規則第72号

平成15年11月28日

公 布 済

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則（昭和58年那覇市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第37条の2第1号中「4万5,000円を超えるときは、その額と4万5,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を4万5,000円に加算した額」を「5万5,000円を超えるときは、5万5,000円」に改める。

別表第2中

「	を「	に、
5,200円	5,100円	
」	」	に、
「	を「	
6,200円	6,100円	
8,100円	8,000円	
9,700円	9,600円	
10,300円	10,200円	
11,300円	11,200円	
12,100円	12,000円	
」	」	に改
「	を「	
10,000円	9,900円	
10,400円	10,300円	
10,800円	10,600円	
11,100円	11,000円	
12,500円	12,400円	
」	」	める。

付 則

- 1 この規則は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第37条の2の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年那覇市条例第

39号。以下「改正条例」という。)付則第7項の規則で定める者は、那覇市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和58年那覇市条例第12号)の適用を受ける者とする。

3 改正条例付則第7項の規則で定める額は、次に掲げる各規定によりその例によることとされる改正条例付則第6項に規定する調整額に相当する額とする。

- (1) 那覇市水道局企業職員給与規程(平成元年那覇市水道局規程第9号)第2条
 - (2) 那覇市立病院企業職員の給与に関する規程(平成15年那覇市病院管理規程第21号)第2条
 - (3) 那覇市現業職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第25号)第19条
-

那覇市規則第73号

平成15年11月28日

公 布 済

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和58年那覇市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第7の2 医療職給料表(2)の項1級欄中「12号給」を「11号給」に改める。

付 則

- 1 この規則は、平成15年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けたものとみなしてこの規則による改正後の那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第22条又は第23条を適用する。

那覇市規則第74号

平成15年11月28日

公 布 濟

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市現業職員の給与に関する規則（昭和58年那覇市規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

現業職給料表

職務 の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	112,400	160,200	218,200	256,300	275,600	296,800
2	116,800	170,700	226,200	265,200	284,800	306,800
3	121,200	177,400	234,600	274,200	294,300	316,900
4	125,600	184,400	243,500	283,300	304,100	327,200
5	130,000	190,200	252,500	292,400	313,800	337,600
6	134,400	198,600	260,900	301,600	323,700	348,000
7	138,800	205,700	269,300	310,900	333,600	357,800
8	143,300	213,300	277,600	320,200	343,300	367,300
9	148,500	221,100	285,700	329,500	352,700	376,700
10	154,300	229,000	293,600	338,700	361,900	386,000
11	160,200	236,400	301,300	348,000	370,900	395,300
12	166,500	242,800	313,100	357,200	379,600	404,600
13	171,100	249,200	321,100	366,100	388,000	413,200
14	174,600	255,400	328,500	374,800	395,000	421,100
15	177,600	260,900	335,900	382,300	400,500	426,900
16	180,300	266,400	343,100	387,800	405,200	432,500
17	182,800	271,400	348,600	392,800	409,400	436,300
18	184,800	276,500	353,300	396,200	412,900	440,000
19	186,800	281,000	357,300	399,700	416,600	443,900
20	188,400	285,000	360,600	403,100	420,100	447,500
21		288,700	363,400	406,500	423,600	451,100
22		291,900	366,300	409,900	427,100	
23		294,200	368,800	413,300	430,600	
24		296,100	371,300	416,700	434,100	
25		298,100	373,800	420,100	437,600	
26		300,000	376,400	423,500	441,100	
27		302,000	379,000	426,900		
28		303,900	381,600			

別表第2中「別表第2」を「別表第2（第4条関係）」に改める。

別表第3中「別表第3」を「別表第3（第5条関係）」に改める。

別表第4中「別表第4」を「別表第4（第6条関係）」に改める。

別表第5中「別表第5」を「別表第5（第7条関係）」に、「5,200円」を「5,100円」に改める。

付 則

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

那覇市規則第75号

平成15年12月1日

那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員退職手当支給条例施行規則（昭和47年那覇市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第22条の見出し中「再就職手当」を「就業促進手当」に改め、同条第1項中「第7号まで」を「第6号まで」に、「にあっては再就職手当に相当する退職手当請求書（第15号様式）に、同項第5号の規定による退職手当にあっては常用就職支度金」を「のうち雇用保険法第56条の2第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあっては就業手当に相当する退職手当申請書（第15号様式）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあっては再就職手当に相当する退職手当申請書（第15号様式の2）に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあっては常用就職支度手当に、「同項第6号」を「条例第14条第8項第5号」に、「同項第7号」を「同項第6号」に改める。

第2号様式中

「を

(G) × 110 / 100 (加算割合)	円
(E 又は F) × 62.7	円

」

「に

(G) × ／100 (調整率)	円
(E 又は F) × (35年の支給率)	円

」

改める。

第15号様式を次のように改める。

第15号様式(第22条関係)

就業手当に相当する退職手当申請書

1 申 請 者	氏 名	住所	〒 (電話)				
2 就職先の事業所 (下記①の場合のみ記載)	名 称						
	所在地	〒 (電話)					
3 職業に就いた日等について記載してください。 (記載に当たっては裏面の注意事項をよくお読みください。)	① 一の雇用契約の期間が7日以上である場合						
	ア 1週間の所定労働時間 時間 分		イ 雇用年月日 年 月 日				
	ウ 雇用期間	(ア) 定めなし (イ) 定めあり	年 月 日まで (年 カ月)				
	エ 支給対象期間中の就業日数		合計 日				
	② ①以外の就業						
	ア 就業先の事業所等 (電話)	イ 就業期間	ウ 就業日数	エ 就業内容			
(電話)		日					
(電話)		日					
(電話)		日					
(電話)		日					
	合計	日					
上記2及び3①の記載事実に誤りのないことを証明する。							
年 月 日		事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名)	印				
4 上記2及び3の事業所の事業主は、受給資格に係る離職前の事業主(関連事業主を含む。)であるか否か			ア 異職前事業主である イ 異職前事業主ではない				
5 申請に係る就業について、安定所への求職の申込みの日前に雇用の予約があつたか否か			ア 雇用の予約があつた イ 雇用の予約がない				
6 申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1カ月である場合に、安定所又は職業紹介業者の紹介を受けましたか			ア 紹介を受けた イ 紹介を受けていない				
職業紹介事業者の名称	(電話)						
那覇市職員退職手当支給条例施行規則第22条第1項の規定により上記のとおり就業手当に相当する退職手当の支給を申請します。							
年 月 日		申請者氏名 元の任命権者 様	印				
次回申請日 月 日まで	※処理欄	支 給 金 額	円	備 考			
		支給決定年月日	年 月 日		課長	係長	係員

(裏)

注意事項

- 1 この申請書は、原則として、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間、認定対象期間＝支給対象期間（就業手当等））中に職業に就いた（就業した）場合（注）、その失業の認定を受ける日（認定日＝確認日（就業手当等））に受給資格者証を添えて提出すること。
ただし、就職して被保険者資格を取得した場合等、その就職以後失業の認定を受ける必要のない方については、その後の支給申請を支給対象期間ごとに行うこととした場合の確認日から次の確認日の前日までの間に代理人又は郵送によって申請しても差し支えないこと（この場合、「次回申請日」欄を確認の上、その日までに支給申請を行うこと。）。ただし、代理人による申請の場合は、委任状が必要となる。
(注) 就業手当の支給対象となる職業に就いた（就業した）場合とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合等およそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合等であって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）をいうものであり（賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになる。）、かつ、安定した職業（※）以外に就業した場合をいう。
(※ここでいう「安定した職業に就いたこと」とは、「1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就き、又は事業を開始したこと」をいう。)
- 2 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 2の「就業先の事業所」欄には、3の①の「一の雇用契約の期間が7日以上である場合」（注）に該当する場合に記入すること。また、記載内容を証明する書類（雇用契約書、雇入通知書等）の写しを添付すること。
(注)「一の雇用契約の期間が7日以上である場合」とは、上記1の注意書きに掲げた就業であって、7日以上の期間について雇用契約を締結して就業するすべての場合をいうこと。
- 4 事業主は、「就職して被保険者資格を取得した場合などその就職以後失業の認定の必要な方」であって、郵送又は代理人による申請が認められる場合について、2及び3の①欄の記載内容の証明を行うこと。この場合、事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 5 3の②欄には、3の①欄に該当する就業以外のすべての就業について以下の要領で記入すること。
「ア 就業先の事業所等」欄には、就業先の事業所等（自宅であれば「自宅」と記載。自営準備活動を行った場合など特定できないものは記載不要）とその電話番号（自宅の場合は記載不要）を記入すること。
「イ 就業期間」欄には、その就業した日について「ア 就業先の事業所等」ごとにすべて記入すること（記入例：「5月12日から5月15日まで」を雇用契約期間として就業した場合は、「5/12～5/15」と記入。「5月1日、5月4日、5月10日」の日ごとに就業した場合は、「5/1、5/4、5/10」と記入。）。
- 6 「ウ 就業日数」欄には、「ア 就業先の事業所等」ごとに就業した日数の合計を記入し、「合計」欄には支給対象期間中の就業日数の合計を記入すること。
- 7 「エ 就業内容」欄には、その就業の具体的な内容を簡潔に記入すること。
- 8 この申請書には、就業したことを証明する給与明細書などの資料の写しを添付すること。
- 9 4及び5欄は、雇用契約を締結して就業する場合に該当するものを○で囲むこと。この場合、4欄の「関連事業主」とは、あなたが就業した事業所が一定の資本の状況から見て離職前の事業主と密接な関係にあるもの（出資等の割合が50%を超えるもの）である他の事業主のことをいう。
- 10 6欄は、離職理由による給付制限を受けている場合には、その期間中の最初の1ヵ月について該当するものを○で囲むこと。この場合、申請に係る就業について、職業紹介事業者から紹介を受けて就業したものであるときには、その職業紹介事業者の名称と電話番号を記入すること。
なお、「職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者をいう。

第15号様式の次に次の1様式を加える。

第15号様式の2(第22条関係)

再就職手当に相当する退職手当申請書

①申請者	氏名		住所	〒 (電話)
②就職先の事業所 (開始した事業)	名称			
	所在地	〒	(電話)	
事業の種類				
③雇入年月日 (事業開始年月日)	年月日		④採用内定年月日	年月日
⑤職種	⑥1週間の所定労働時間			時間分
⑦賃金月額	万 千円	⑧雇用期間	ア 定めなし イ 定めあり	年月日まで (年 カ月)
⑨上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年月日				
事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名)				印

⑩③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	ア 再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 イ 再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度金に相当する退職手当及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。			
那覇市職員退職手当支給条例施行規則第22条第1項の規定により上記のとおり就業手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年月日				
元の任命権者		申請者氏名	印	
※ 処理欄	所定給付日数	日	備考	
	支給残日数	日		
	支給金額	円		
	支給決定年月日	年月日		
		課長	係長	係員

- 注 1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1ヵ月以内(提出期限)に、申請者の元の任命権者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないこと。
- 2 この申請書には、受給資格者証を添えること。
- 3 雇用された受給資格者にあっては、①から⑩までの欄に記入し、事業を開始した受給資格者にあっては、①から③まで及び⑩の欄に記載すること。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 5 ⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「イ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載すること。
- 6 ⑩欄は、該当する記号を○で囲むこと。
- 7 事業主は、⑨欄の証明を行うとともに、速やかに雇用保険被保険者資格届の提出を行うこと。
- 8 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。

第16号様式を次のように改める。

第16号様式(第22条関係)

常用就職支度手当に相当する退職手当申請書

① 申請者	氏名		住所	〒 (電話)
② 就職先の事業所		名称		
		所在地	〒	(電話)
		事業の種類		
③ 雇入年月日	年月日	④ 採用内定年月日	年月日	
⑤ 職種			⑥ 1週間の所定労働時間	時間 分
⑦ 賃金月額	万 千円	⑧ 雇用期間	ア 定めなし イ 定めあり	年月日まで (年 カ月)
⑨ 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年月日				
事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名)				印
⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前 3年間における就業についての再就職 手当、常用就職支度金又は常用就職支度 手当に相当する退職手当の受給の有無		ア 再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当 する退職手当を受給したことがある。		
		イ 再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度金に相当 する退職手当及び常用就職支度手当に相当する退職手当のい ずれも受給したことがない。		
那覇市職員退職手当支給条例施行規則第22条第1項の規定により上記のとおり就業手当に相当する退職 手当の支給を申請します。 年月日				
元の任命権者		申請者氏名 様	印	
備考				
※ 处理欄	支給金額	円	支給決定年月日	年月日
		課長		係長
				係員

- 注 1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日の翌日から起算して1ヵ月以内(提出期限)に、申請者の元の任命権者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないこと。
- 2 この申請書には、受給資格者証、特例受給資格者証又は被保険者手帳を添えること。
- 3 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 4 ⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「イ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載すること。
- 5 ⑩欄は、該当する記号を○で囲むこと。
- 6 事業主は、⑨欄の証明を行うとともに、速やかに雇用保険被保険者資格届の提出を行うこと。
- 7 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 8 ※印欄には、記載しないこと。

付 則

- 1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。
 - 2 改正前の那覇市職員退職手当支給条例施行規則の規定によりされた届出、申請その他の手続は、改正後の那覇市職員退職手当支給条例施行規則の相当規定によりされた届出、申請その他の手續とみなす。
-

那覇市規則第76号

平成15年12月1日

那覇市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

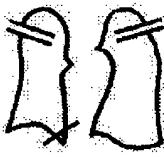
那覇市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

那覇市職員安全衛生管理規則（昭和50年那覇市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第5号様式を次のように改める。

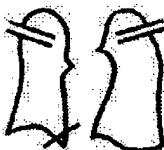
第5号様式（その1）（第32条関係）

診 断 書 職員番号()

(公傷病休暇・結核性療養休暇・私傷病休暇・休職・就業禁止)申請用				
氏名 男・女		所属	内線()	職名
生年月日(歳) 年 月 日生		連絡先(自宅・入院先) 電話()		
病名			初診年月日(発病年月日) 年 月 日	
療養区分 安静療養期間		入院療養・自宅療養 年 月 日から 年 月 日まで		
入院年月日		年 月 日		
退院予定年月日		年 月 日		
		検査項目及び結果		
病状及び所見(投薬治療の状況等)				
診断書作成年月日 年 月 日				
住 所				
検診医 医療機関名				
氏 名			印	
※産業医欄		<u>産業医氏名</u> <hr/>		

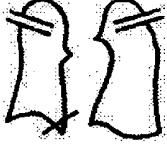
第5号様式（その2）（第32条関係）

診 断 書 職員番号()

時間を単位とした私傷病休暇申請用				
氏名	男・女	所属	内線()	職名
生年月日 年 月 日	歳	連絡先(自宅・入院先) 電話()		
病名			初診年月日(発病年月日) 年 月 日	
療養区分 通院することが 必要な期間 通院治療の頻度	勤務しながらの通院 年 月 日から 年 月 日まで 週 回(曜日) 時~ 時		現在までの既往歴及び経過	
		検査項目及び結果		
病状及び所見(投薬治療の状況等)				
診断書作成年月日 年 月 日				
住所				
検診医	医療機関名			
氏名	印			
※産業医欄	産業医氏名 _____			

第5号様式(その3)(第32条関係)

診断書 職員番号()

復職申請用			
氏名	男・女	所属	内線() 職名
生年月日 (歳) 年 月 日生	連絡先(自宅・入院先) 電話()		
主病名		初診年月日	年 月 日
		発病年月日	年 月 日
合併症等		入院年月日	年 月 日
療養区分	入院療養・自宅療養	退院年月日	年 月 日
現在		現在の病状	検査項目及び結果
治療経過			
治癒(寛解状態)に至った年月日		年 月 日	
復職について(今後の見通し)			
診断書作成年月日 年 月 日			
住所			
検診医 医療機関名			
氏名		印	
※産業医欄	産業医氏名		

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

那霸市訓令 第24号

那霸市消防本部訓令第5号

那霸市水道局規程 第18号

那霸市病院管理規程 第38号

那霸市教育委員会教育長訓令 第11号

平成15年11月7日

施 行 濟

那霸市職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 霸 市 長	翁 長 雄 志
那霸市消防本部消防長	大 田 和 人
那霸市水道事業管理者	高 嶺 晃
那霸市病院事業管理者	與 儀 實 津 夫
那霸市教育委員会教育長	仲 田 美 加 子

那霸市職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の一部を改正する訓令

那霸市職員セクシュアル・ハラスメント防止規程（平成15年那霸市訓令第18号、消防本部訓令第6号、水道局規程第4号、病院管理規程第34号、教育委員会教育長訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「7人」を「8人」に改める。

付 則

この訓令は、平成15年11月7日から施行する。

告 示

那覇市告示第54号
平成15年11月17日
掲示済

平成15年(2003年)11月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成15年(2003年)11月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 翁 長 雄 志

付議事件名

委員会への付託陳情

- (1) 消費税の大増税に反対し、消費税改悪をやめさせることを求める意見書提出に関することについて
- (2) 改印届及び養子縁組無効について
- (3) じん肺り患者の救済とトンネルじん肺根絶を求める意見書について
- (4) 「JAおきなわ真嘉比支店」を立ち退き補償対象とすることについて
- (5) 「弁護士報酬敗訴者負担制度」を導入することに反対する意見書の採択について
- (6) 平成15年度社団法人那覇市身体障害者福祉協会通常総会における決議事項について

那覇市告示第55号
平成15年11月21日
掲示済

平成15年(2003年)12月那覇市議会定例会の招集について

平成15年(2003年)12月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|---------|---------------|
| 1 招集の日 | 平成15年12月3日(水) |
| 2 招集の場所 | 那覇市議会議場 |

公 告

那覇市公告第72号
平成15年11月14日
掲示済

宅地の一般公開抽選処分について

宅地（保留地）を一般公開抽選により処分するので、那覇広域都市計画事業土地区画整理事業の保留地処分に関する規則（昭和57年那覇市規則第10号）第2条の規定に基づき、次の事項を公告する。

那覇広域都市計画事業
真嘉比古島第二土地区画整理事業
施行者 那覇市
代表者 那覇市長 翁長雄志

1 宅地の位置、地積及び処分価格

真嘉比古島第二土地区画整理事業地区内（3画地）

①2街区15画地	347.36 m ²	50,297,000円
②73街区6画地	113.76 m ²	11,887,000円
③73街区8画地	101.08 m ²	12,432,000円

2 資格

次の各号のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができない。

- (1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人並びに破産者で復権を得ない者。
- (2) 宅地の抽選日において、本市内に住所を有する期間が3か月未満の者。ただし、当該区画整理事業に係る権利者を除く。
- (3) 過去10年間に本市から宅地（保留地）を買い受けた者。

3 抽選の日時及び場所

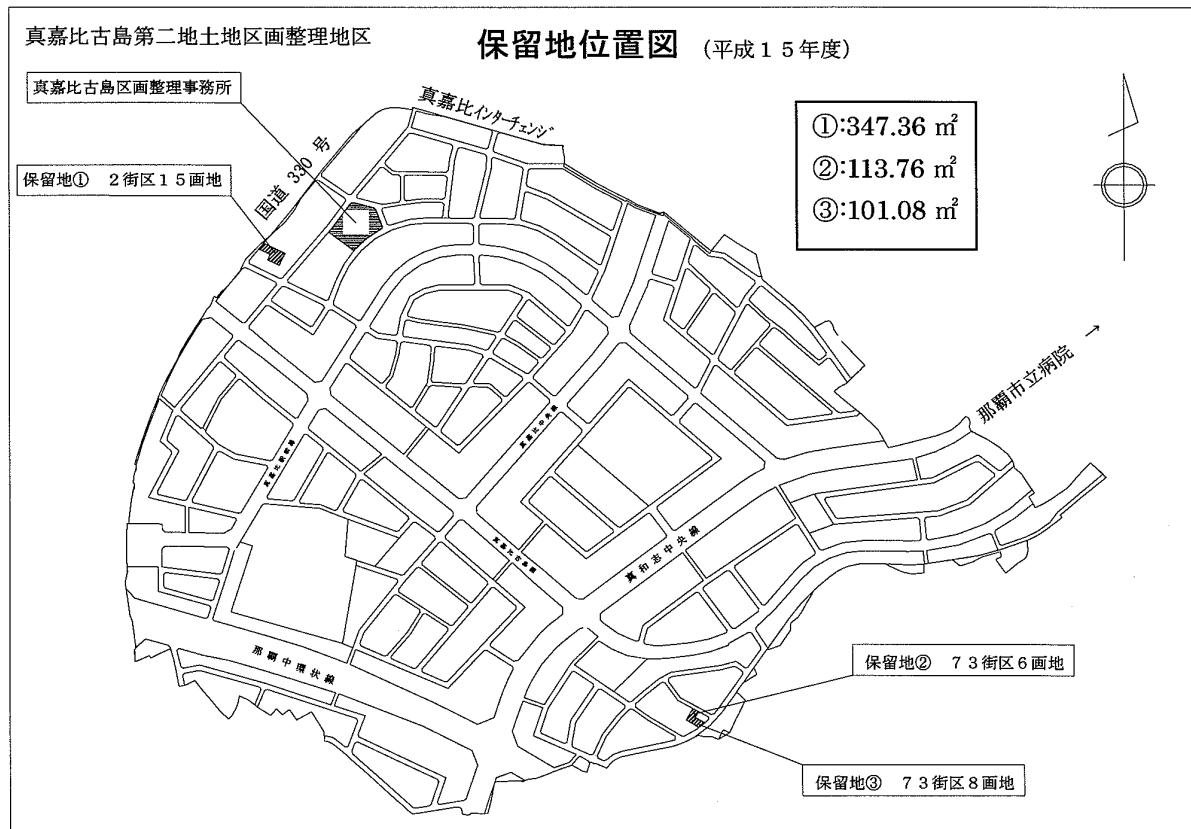
- (1) 日時 平成15年12月22日(月)午後2時から
- (2) 場所 真嘉比古島区画整理事務所
那覇市字真嘉比343-13 電話 886-8582

4 参加申込みの受付期間及び場所

- (1) 日時 平成15年12月4日(木)午前8時30分から
平成15年12月18日(木)午後5時まで
(土曜、日曜日可)
- (2) 場所 真嘉比古島区画整理事務所
那覇市字真嘉比343-13 電話 886-8582

5 その他抽選に必要な事項

- (1) 抽選参加申込みは、1世帯又は1法人につき1筆とする。
 (2) その他抽選に必要な事項については、真嘉比古島区画整理事務所にて配布する。



那覇市公告第73号
平成15年11月18日
掲示済

天久2号公園の施設設置及び供用について

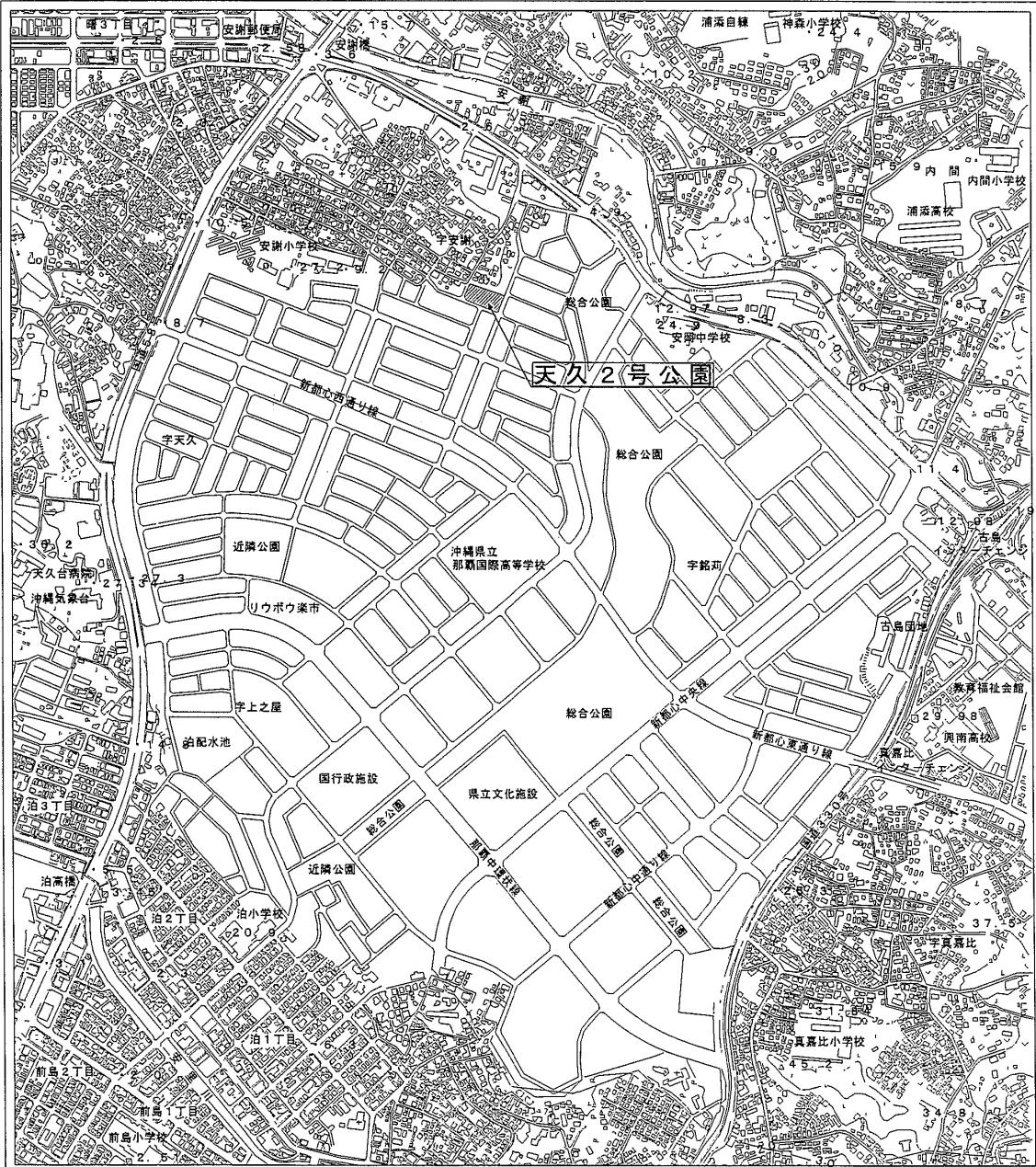
那覇市長 翁 長 雄 志

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第9条に基づき、次の公園施設を設置し一部供用を開始する。

その関係図書は、公告と同時に那覇市建設管理部都市施設管理センター公園管理室において一般の縦覧に供用する。

公園施設の名称	天久2号公園
公園施設の位置	那覇市安謝1丁目16番
公園の区域	別紙参考図のとおり
供用開始の期日	平成15年12月5日

位 置 因



月例

供用開始区域

那覇市公告第74号

平成15年11月18日

掲示済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市公告第78号

平成15年12月1日

平成15・16年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の追加受付について

平成15・16年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の追加受付を次のとおり行います。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあっては、その事実があった後2年を経過していること。
- (3) 建設工事については、建設業法第3条に規定する建設業の許可を受けている者であること。また、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けている者であること。

2 申請書(本市様式)及び提出要領の配布期間

平成15年12月15日(月)～平成16年1月16日(金)

3 受付期間

平成16年1月5日(月)～平成16年1月30日(金)

午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時30分

(ただし土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

4 配布場所及び受付場所

都市計画部契約検査室(那覇市銘苅庁舎5階)

※受付は全て持参の上面談査になります。

(郵送による受付はいたしません。)

5 提出書類

競争入札参加資格審査申請書の提出要領による。

6 問い合わせ先

都市計画部契約検査室工事契約班

電話番号 直通 098-951-3253

那覇市公告第79号

平成15年12月1日

那覇広域都市計画事業那覇新都心土地区画整理事業に係る仮換地変更指定通知および使用収益開始日の通知の送付にかかる公告について

那覇市長 翁 長 雄 志

次の表の左欄に記載する者に対する当該右欄の土地にかかる那覇広域都市計画事業那覇新都心土地区画整理事業施行者地域振興整備公団が発した土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第98条第4項の規定による仮換地変更指定通知および同法第99条第2項の規定による使用収益開始日の通知は、送付すべき場所を確知することができなかつたので、同法第133条第1項及び同条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容が、那覇市おもろまち1丁目3番31号(那覇新都心メディアビル西棟3階)地域振興整備公団沖縄都市開発事務所の掲示場に掲示されている。

書類の送付を受けるべき者		土地の表示		
氏名	住所	町名及び字名	地番	地目
新崎 ナヘ	那覇市字安謝265番地	安謝西原	178-2	墓地
池原 カマド	那覇市壺屋町213番地	天久後原	725	墓地
伊波 興見	登記簿に住所の記載なし	天久赤松尾原	358	墓地
我如古 ゴゼイ	那覇市字天久1064番地	銘苅名護松尾原	629-8	墓地
澤嶽 次郎	那覇市高橋町一丁目21番地	天久赤松尾原	334	墓地
桃原 ツル	那覇市高橋町一丁目27番地	天久水溜原	539	墓地

掲示期間 自 平成15年12月5日 至 平成15年12月15日(10日間)

水道局公告

那霸市水道局公告第3号

平成15年11月14日

掲示済

平成16年度那霸市水道局発注水道施設工事等の競争入札参加資格申請の追加受付について

平成16年度那霸市水道局発注水道施設工事等の競争入札参加資格申請の追加受付を次のとおり行ないます。

那霸市水道事業管理者
水道局长 高嶺 晃

1 対象業種及び要件

(1) 水道施設工事

建設業法第3条に規定する「水道施設工事業」及び「管工事業」の建設業の許可を受け、2業種とも建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けている者であること。かつ、本局より「給水装置工事事業者」の指定を受けている者であること。

(2) 量水器購入

メーカーと代理店及び特約店の契約を結び、現在、那霸市内又は、隣接市町村において営業している者であること。

(3) 漏水調査

漏水調査に必要な機械器具等を準備できる者であること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあっては、その事実があった後2年を経過していること。

3 申請書類等(本局様式)及び申請要領の配付期間

平成15年12月15日(月)～平成16年1月16日(金)

4 受付期間

平成16年1月5日(月)～平成16年1月30日(金)

午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時30分

(ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

5 配付場所及び受付場所

那霸市水道局 水道部 総務課 契約係

(那霸市水道局3階)

※受付は全て持参の上面談査になります。

(郵送による受付はいたしません。)

6 申請書類

那霸市水道局入札参加資格取得申請要領による。

7 問い合わせ先

那霸市水道局 水道部 総務課 契約係

電話番号 098-832-4171 (内線228)